

Brain Trust News

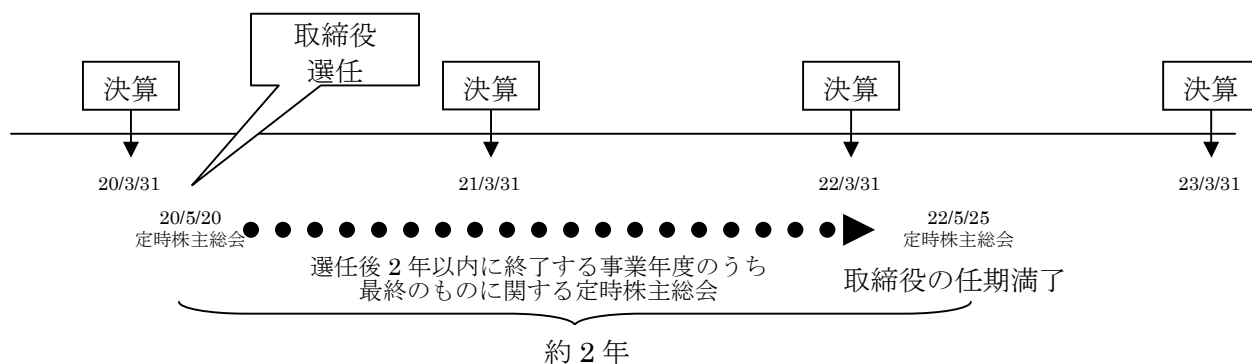
2010年2月1日 vol.1

---役員任期について---

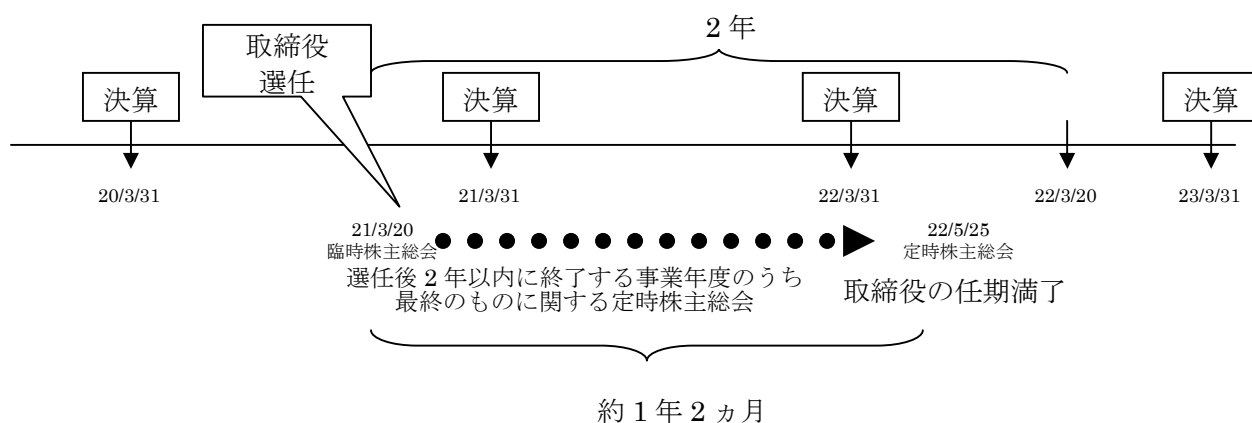
株式会社の取締役の任期は2年、監査役の任期は4年とされています。

詳しくは、取締役の任期の場合、「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで」（会社法第332条第1項）とされています。

～通常の場合（3月決算法人）～



～例外（3月決算法人）～



このように、任期が2年といえども、取締役の選任時が異なることによって、1年少々で任期が満了してしまうこともあるのです。

会社法においては、登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に変更登記をしなければならないと定められており、また、この義務を怠ったときは、100万円以下の過料に処すると規定されています。（会社法第915条・第976条）